

8. 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進

(4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項)

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

【現状分析】

中心市街地と周辺部を結ぶ公共交通を見ると、鉄道には JR と高松琴平電気鉄道があり、中心市街地には JR 高松駅と高松琴平電鉄の高松築港駅、片原町駅、瓦町駅の 4 駅があります。この JR 高松駅と高松琴平電鉄の片原町駅では乗降客数が減少し、高松琴平電鉄の高松築港駅と瓦町駅では概ね横ばいを維持しています。

中心市街地内の回遊手段となる交通では、「まちバス」を第 1 期計画で位置付け、高松丸亀町商店街振興組合が運行し、JR 高松駅と高松琴平電鉄の高松築港駅と接するサンポート高松と高松中央商店街とを結んでおり、公共交通としての役割を担っています。

また、レンタサイクルは、中心市街地内外にレンタサイクルポートが設置されており、サービスが供給されています。

【公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性】

中心市街地への来街者の増加と来街に伴う環境負荷（CO₂の発生等）の低減を同時に実現するには、公共交通や自転車の利用が重要な課題となっています。

これまで取り組んできた商店街振興組合による「まちバス」の運行については、不採算路線を縮小する民間バスを補完するものであり、維持・拡張に向けた取組を進めます。

自転車利用については、放置自転車の解消や駐輪場の有効活用に大きな役割を果たしているレンタサイクルについて、引き続き取組を進めます。

【フォローアップの考え方】

フォローアップについては、毎年度末に基本計画に位置付けた取組の進捗調査を行い、事業の促進等の改善を図ります。



第5回カーフリーデー高松

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当無し

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 レンタサイクル事業</p> <p>【内容】 ・瓦町地下、高松駅前広場地下、栗林駅前、丸亀町、栗林公園駅前、片原町駅前、市役所の7か所に設置しているレンタサイクルポートで市民等に自転車を貸し出し、まちなかの回遊の手段として利用に供するもの</p> <p>【実施時期】 平成13年度～</p>	高松市	まちなかの重要な回遊手段である自転車を共有することで、自転車の総数を抑制し、放置自転車を減らし、駐輪場の有効活用を図るとともに、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成25～29年度</p>	
<p>【事業名】 カーフリーデー高松開催事業</p> <p>【内容】 ・都心部において道路を歩行者に開放することで、市民に車のない都市環境を体験してもらい、交通や環境、都市生活と車の使い方について考えてもらうイベントの開催</p> <p>【実施時期】 平成20年度～</p>	カーフリーデー高松推進協議会	過度な自動車依存から脱却し、公共交通や自転車による商店街への来街促進を図ることを目的として実施するものであり、来街者の回遊促進に資することから、中心市街地の活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>【実施時期】 平成25～29年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 高松駅南交通広場整備事業 [再掲]</p> <p>【内容】 ・高松駅南線における交通広場の整備 延長：250m 幅員：16～20m 車線数：2車線 面積：4,600 m²</p> <p>【実施時期】 平成 24、25 年度</p>	高松市	高速バスの便数が飛躍的に伸び、既存の高松駅前広場におけるバスターミナルの混雑に伴う、時間待ちのための高速・貸し切りバス等の路上駐車や、一般乗降場の混雑に伴う送迎者の路上駐車などの問題が生じていることから、このような問題を解消するため、高松駅南線で交通広場の整備をすることにより、交通結節機能の強化と交通の円滑化を図るとともに、居住環境の充実に資するもので、中心市街地に必要な機能の強化を図ることが必要です。	<p>【措置の内容】 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>【実施時期】 平成 24、25 年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当無し

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 まちバス運行事業 [再掲]</p> <p>【内容】 ・サポート高松と高松中央商店街を循環するバス運行を実施し、中心市街地内を訪れる人々の利用に供するもの</p> <p>【実施時期】 平成 17 年度～</p>	高松丸亀町商店街振興組合	まちなかの回遊手段となる循環バスを運行することで、中心市街地に住み、訪れる人々の回遊性向上に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 自転車等駐車場施設管理運営事業</p> <p>【内容】 ・商店街内に無料の自転車等駐車場を設置し、買い物客の利用に供するもの</p> <p>【実施時期】 平成 11 年度～</p>	高松ライオン通り商店街振興組合ほか4組合	無料の自転車等駐車場を設置し、管理することで、まちなかの重要な移動手段である自転車又は原動機付自転車の利用者の利便を図るとともに、道路交通の円滑化が図られることから、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	
<p>【事業名】 有料自転車等駐車場管理事業</p> <p>【内容】 ・瓦町地下、高松駅前広場地下、栗林公園駅前の3か所に有料の自転車等駐車場を設置し、市民の利用に供するもの</p> <p>【実施時期】 平成 9 年度～</p>	高松市	有料の自転車等駐車場を設置することで、まちなかの重要な移動手段である自転車又は原動機付自転車の利用者の利便を図るとともに、道路交通の円滑化が図られることから、来街者の回遊促進に資するもので、中心市街地活性化に必要です。	<p>【措置の内容】 －</p> <p>【実施時期】 －</p>	